公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会　危機管理基本規程

**資料1-1**

第１章　総 則

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会（以下「本会」という。）における危機管理及び危機対応に関する基本事項を定めることにより、本会が危機に迅速かつ的確に対応し、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

　（１）鍼灸マッサージ師及び会員の安全確保を図るとともに、公益社団法人としての社会的な責任を果たすこと。

　（２）本会役職員等の生命及び身体の安全を確保するとともに、事業活動の継続を図ること。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

　（１）「危機」とは、自然災害、感染症及び重大事故事件等の外部要因により、重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

　（２）「危機管理」とは、危機による被害を回避又は最小限に抑制するために行う本会のリスクマネジメントをいう。

　（３）「危機対応」とは、危機発生時における本会の組織的対応をいう。

（基本方針）

第３条　本会における危機管理及び危機対応の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）危機の未然防止に努める。

　（２）生命及び身体の安全確保を最優先とする。

　（３）都道府県鍼灸マッサージ師会、地方自治体、災害関連諸団体等から必要な情報を収集する。

　（４）対応可能な支援を行う。

　（５）国及び地方公共団体等に対して政策提言を行う。

　（６）本会の財産の保護に努める。

　（７）事業の継続又は速やかな再開に努める。

（要領の策定）

第４条　本会は、危機の原因別に危機管理及び危機対応に関する要領（以下「要領」という。）を策定する。以後、危機管理に関する対策本部については、災害対策本部とする。

２　要領には、次に掲げる事項を規定する。

　（１）平時における対応その他の危機管理に関する事項

　（２）危機対応に関する事項

　（３）災害対策本部長の代行に関する事項

　（４）その他危機担当部署が必要と認める事項

第２章　平常時の対応

（危機管理連絡会議「災害対策連絡会議」の設置等）

第５条　危機管理に関する重要事項を検討するため、危機管理連絡会議「災害対策連絡会議」を設置する。以後、危機管理に関する連絡会議は、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）

２　連絡会議の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）議長は、会長をもって充て、連絡会議の業務を統括する。

　（２）副議長は、災害対策委員長をもって充て、議長を補佐するとともに、議長が不在の場合にはその職務を代行する。

　（３）連絡会議のメンバーは、監事、事務局長、災害対策委員会委員、各県師会災害対策委員長及び議長が指名する者とする。なお、議長及び副議長が不在の場合の代行は、予め定めたところにより、事務局長以降のメンバー順で執り行う。

３　連絡会議の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）想定される危機を洗い出し、評価のうえ優先すべき事項を明らかにする。

　（２）想定される危機への対応を検討する。

　（３）要領の策定及び見直しを行い、役職員に対して浸透させる。

　（４）役職員等への教育、訓練を実施する。

　（５）その他議長が必要と認める事項を実施する。

４　連絡会議の庶務は、法人事務局が担当する。

第３章　緊急事態の対応

（災害対策本部の設置等）

第６条　危機が発生した場合又はその発生が予想される場合には、会長は必要に応じて災害対策本部を設置する。

２　災害対策本部は、招集後直ちに、出席可能な者により運営する。

３　災害対策本部の解散は、危機の状況に応じて本部長が決定する。

（災害対策本部の構成等）

第７条　災害対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本部長は、会長をもって充て、災害対策本部の業務を統括する。

（２）副本部長は、災害対策委員長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合にはその職務を代行する。

（３）災害対策本部のメンバーは、災害対策委員会及び本部長が指名する関係役職員をもって充てる。

（４）災害対策本部の庶務は、災害対策委員会及び法人事務が担当する。

２　災害対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）情報収集及び分析を行い、危機対応を決定する。

（２）関係部署に指示・命令するとともに、必要な情報を提供する。

（３）鍼灸マッサージ師、会員等に対して適切な情報を提供する。

（４）関係機関との連絡調整を行う。

（５）必要に応じた国民等への広報活動を実施する。

（６）危機対応の経過等について理事会等に報告する。

（７）その他本部長が必要と認める事項を実施する。

３　前項各号に掲げる事項を円滑に処理するため、必要に応じて災害対策本部に班を設置する。

（役職員への指示及び命令）

第８条　災害対策本部は、危機対応に関して役職員に指示及び命令をすることができる。

２　災害対策本部から指示又は命令が出されたときは、役職員は当該指示又は命令を最優先として行動しなければならない。

（手続等に関する特例）

第９条　特に緊急性が高い危機においては、法令に反しない範囲において、災害対策本部は本会規則等により定められた所定の手続き等を省略することができる。

（危機対応の記録）

第１０条　災害対策本部庶務担当は、危機対応の経過等を記録し、後日の分析及び評価等に活用する。

第４章　雑　則

（緊急時連絡網の整備）

第１１条　災害対策委員会は危機の発生に備えて最新の緊急時連絡網を整備し、役職員等に対して周知徹底しなければならない。

（規程の変更）

第１２条　この規程における変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附　則

１　この基本規程は平成２8年〇月〇〇日から施行する。